

2020.2.25 作成 4.15 改訂 5.14 改訂

新型コロナウイルス感染症への対応(改訂2)

米子松蔭高等学校

1. 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症が発生した際ににおける米子松蔭高等学校が行なうべき対応等についてあらかじめ定め、迅速かつ的確な対策を行って感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、生徒・教職員の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

2. 学校内での感染拡大予防のための措置(個人)

(1) 予防

- 健康・行動観察の徹底。
- 健康管理に努める。
- 発熱等の症状が出た場合は学校に連絡の上、相談センターの指示を仰ぐ。
- かかりつけ医を受診する場合も必ず事前に電話連絡。
- のどの痛み、発熱等、風邪の症状やにおいや味の異常がある場合は登校しない。
- こまめな手洗い・アルコール消毒の徹底。
- 登下校時を含め、授業中もマスクを着用。
- 登下校時は人混みを避け、自宅から学校の移動のみとし不要な場所への立ち寄りは厳禁。

(2) 感染が疑われる場合

〈公認欠席〉

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があれば、医療機関を受診する前に学校と「発熱・帰国者・接触者相談センター」に連絡し、勧められた医療機関を受診する。

相談する目安

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

⇒鳥取県西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(米子保健所内)

電話：0859-31-0029、0859-31-9317 ファクシミリ：0859-34-1392

(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)

⇒鳥取県中部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(倉吉保健所内)

電話：0858-23-3135、0858-23-3136 ファクシミリ：0858-23-4803

(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

⇒鳥取県東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(鳥取市保健所内)

電話：0857-22-5625、0857-22-8111 ファクシミリ：0857-22-5669

(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

⇒松江市・島根県共同設置松江保健所

電話：0852-33-7638、0852-23-1313

(宍粟市、松江市など)

(3) 感染していると診断された場合

〈出席停止〉

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は出席停止とし、その期間は医師診断書の指示による。

3. 学校内での感染拡大予防のための措置(学校)

(1) 予防

- 教室等のこまめな換気を心がけ、空調設備により温度・湿度を適切に保つ。
- 学校行事や入学試験など大勢が集まる場合にも換気を心がけ、必要に応じて会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
- 各授業終了時に授業担当者の指示で教室の換気を徹底。
- 終礼後の 清掃時間に手すりやドアノブなどを消毒。

(2) 感染者が出了した場合

〈臨時休業〉

生徒・教職員が感染した場合は、ひとまず2週間の臨時休業とする。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。また、地域すでに感染が拡大している場合や県からの一斉休業の要請などがあった場合にも、校長の判断で臨時休業の措置をとる。

4. 学校から生徒・保護者への連絡方法

臨時休業などの連絡は、米子松蔭高等学校 Web サイトと Classi(クラッシー)で行う。

改訂箇所

5月14日版

「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談する目安

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

2月25日版

2. 学校内での感染拡大予防のための措置(個人)

(1) 予防

- ①手洗い(帰宅時や食事前などにこまめに石鹼やアルコール消毒液などで手を洗う。)
- ②咳エチケット(咳やくしゃみが出る場合には、ハンカチなどで鼻や口を押さえ、飛沫を飛ばさないようにする。)
- ③正しいマスクの着用
- ④睡眠を十分に取り、栄養に気を配る。
- ⑤室内を適切な温度や湿度に保つ。
- ⑥なるべく人込みに出かけることを避ける。

3. 学校内での感染拡大予防のための措置(学校)

(1) 予防

- ①教室等のこまめな換気を心がけ、空調設備により温度・湿度を適切に保つ。
- ②学校行事や入学試験など大勢が集まる場合にも換気を心がけ、必要に応じて会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。

(2) 感染者が出了した場合

〈学級閉鎖〉

生徒が感染した場合、その学級をひとまず6日間の学級閉鎖とする。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。

〈学年閉鎖〉

同一学年の複数の学級で生徒に感染者が出た場合、その学年をひとまず6日間の学年閉鎖とする。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。

〈臨時休業〉

学校において多数の発症者がいる場合や、地域すでに感染が拡大している場合、また、県からの一斉休業の要請などがあった場合、校長の判断で臨時休業の措置をとる。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。